

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 11 月 4 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600255号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600108号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

A社に勤務していた平成18年12月に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において25万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記賃金台帳及び事業主の回答から、平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の同年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600223号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600026号

第1 結論

昭和59年5月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年5月から昭和60年6月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続について具体的には覚えていないが、国民年金の記録では、請求期間が未納期間となっている。

A市主催の「税・年金に関する相談会」が行われた際に、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を現金で一括納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金への加入手続について具体的には覚えていないと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿等から、請求者の国民年金の加入手続時期は昭和62年3月頃と推認され、その時点において、請求期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、A市主催の「税・年金に関する相談会」において、請求期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、同市の広報誌から、昭和62年10月26日に請求者の居住地区において、年金相談会が開催されていたことが確認でき、請求期間直後の昭和60年7月から昭和61年3月までの保険料は、当該年金相談会当日の昭和62年10月26日に過年度納付により一括納付されていることが同市の国民年金被保険者台帳により確認できるが、その時点において、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。